

仕様書

1. 事業名

令和7年度シンガポール誘客促進事業

2. 事業の目的

当事業は、シンガポールから北陸（富山県・石川県・福井県）への誘客を促進するため、官民挙げて現地旅行会社等を対象とした観光セミナー、商談会、セールスコールを実施し、北陸への旅行商品の造成を働きかけるものである。

また、現地視察を行いシンガポール市場の動向、嗜好等を把握することで、今後の北陸3県のプロモーションに必要な知見を得る機会とする。

3. 対象地域

シンガポール

4. 業務内容

【北陸3県観光セミナー・商談会概要】

日時：2025年10月16日（木）13:30～17:30

タイムスケジュール（例）

時間	所要時間	内容
12:00	90分	会場準備等
13:30	30分	開場・受付
14:00	5分	開会挨拶
14:05	25分	北陸3県観光セミナー
14:30	15分	休憩
14:45	90分	商談会1～6回目（事前マッチング） 15分×6回
16:15	30分	商談会7、8回目（自由商談） 15分×2回
16:45	30分	抽選会・閉会
17:15	15分	退去

場所：WYNDHAM SINGAPORE HOTEL（部屋 Synergy 1）

5 Coleman Street, Singapore, 179805

参加者：日本側…観光関連事業者、自治体 20社程度

シンガポール側…現地旅行会社等 20社程度

※1社あたり2名以内を想定

【北陸3県観光セミナー・商談会の開催にかかる業務一式】

①企画・制作、事前準備など

- ▶ 全体内容の企画
- ▶ 観光セミナーで使用する資料の用意
 - ・ 北陸3県の観光情報、参加事業者の紹介を含んだ内容にすること。
 - ・ セミナーの時間は、商談件数を確保するため25分程度となるようにすること。
- ▶ PRツール（ポスター、パンフレット、抽選会の景品、記念品等）の手配
 - ・ 抽選会の景品及び記念品については、北陸3県に関連するものを手配すること。
- ▶ 会場設営（会場内のスクリーンや音響など、運営に係る機材の手配含む）
 - ・ 商談ブースは1社あたり1ブースとすること。
 - ・ 参加者がPC等の作業ができよう各商談ブースに電源を確保すること。
 - ・ 「北陸3県 観光セミナー・商談会」（英語表記）の看板を制作し設置すること。
 - ・ 運営に必要なスタッフ及び通訳を手配すること。スタッフの移動交通が必要な場合は、併せて手配すること。
※各商談ブースに1名ずつ通訳を手配すること。
 - ・ 商談ブースの通訳手配に係る費用については、当協議会が1名あたり20千円負担することとし、残る費用については日本側の参加事業者から徴収すること。
※見積書には通訳手配費として、1名あたり20千円を計上すること。
 - ・ 参加者（シンガポール側）アンケートの作成・翻訳を行うこと。
 - ・ 会場は委託者（北陸国際観光テーマ地区推進協議会）が事前に確保しており（上記会場）、会場使用料の支払いについては別途指示するものとする。
※見積書には会場使用料として1,300千円を計上すること。
※会場での軽食・飲み物等は会場費に含まれているため別途の手配は不要。

②シンガポール側参加者（旅行会社等）の招待

- ・ シンガポールで訪日旅行を扱う主要旅行会社等を選定し、招待及び連絡調整を行うこと。
- ・ シンガポール側の参加事業者数は、日本側の参加事業者数に応じて調整

すること。

※日本側の参加者募集は各県が行うこととする（7月中旬頃決定予定）。

③商談会の事前マッチング

- ・日本側、シンガポール側の参加者が出そろった段階で、商談の事前マッチングを行うこと。
- ・事前マッチングにあたって必要な各参加者の情報を収集し、商談成立の確度が高まるよう努めること。
- ・8回の商談（上記タイムスケジュール参照）のうち1～6回目は事前マッチング、7、8回目は自由商談とするなど適切な回数配分とすること。

④セミナー・商談会当日運営

- ・運営ディレクターを1名配置すること。
※運営ディレクターは、セミナー及び商談が円滑に遂行できるよう管理すること。
- ・MC 兼通訳（日本語・英語）を手配すること。
- ・受付・案内など参加者をサポートすること。
- ・各参加事業者名がわかる名札を英語で作成すること。
- ・会場において実施状況の記録を行うこと。
- ・抽選会を実施すること。
- ・参加者アンケートを実施すること。

⑤商談終了後のフォローアップ

- ・アンケートの集約・とりまとめを行うこと。

【セールスコール・現地視察実施概要】

日時：2025 年 10 月 17 日（金）

参加者：日本側事業者及び自治体職員

【セールスコール・現地視察実施にかかる業務一式】

- ・セールスコールの対象（シンガポール側旅行会社や観光業に携わる団体等）は原則として、前日の商談会に参加する事業者以外とすること。
- ・参加を希望する日本側の事業者及び自治体職員全員が参加可能な企画とすること。
- ・セールスコール実施に当たっては、シンガポール側の旅行会社の負担

にならないよう配慮すること。

- ・現地視察においては、シンガポール市場の動向、嗜好等を把握することができるよう視察先を選定し行程に盛り込むこと。
- ・帰国後のプロモーション活動に生かせるような知見が得られる企画内容とすること。

【その他】

- ・日本側の参加者（観光関連事業者、自治体）及び連携先職員の旅費は、委託費に含まないものとする。

5. 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、北陸国際観光テーマ地区推進協議会の担当者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

また、事業実施前にはシンガポール側参加者候補リストを作成し、北陸国際観光テーマ地区推進協議会に提出することとする。

6. 履行期限

令和7年11月28日（金）

7. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、以下の内容を含む事業実施報告書を作成し、6の履行期限までに、北陸国際観光テーマ地区推進協議会へ電子データで提出すること。

＜内容＞

- ・事業概要
- ・シンガポール側・日本側参加者数及び参加者リスト
- ・当日の様子（写真画像を含む）
- ・商談件数、成約件数
- ・事業実施に伴う課題の分析
- ・アンケートの集計内容・分析・提言
- ・その他委託者が指示したもの

8. その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。

- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。